

第2次沖縄県新型コロナワクチン接種基本方針

令和3年12月16日	知事決定
令和4年2月3日	改定
令和4年3月7日	改定
令和4年7月12日	改定
令和4年8月17日	改定
令和4年11月30日	改定
令和4年12月23日	改定
令和5年3月27日	改定
令和5年5月29日	改定
令和5年10月24日	改定

1 本方針策定の意義

沖縄県は、令和3年8月に策定した「沖縄県新型コロナワクチン接種基本方針」で、県と市町村が連携し、令和3年10月末までに全人口の70%への1回目の接種に取り組んできたところ、令和3年11月末現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、希望する接種対象者に對しては、おおむね接種を終了している。

一方、重症化予防等の観点から、初回接種を継続するとともに、追加接種の機会を提供することが重要である。

そのため、基本方針を定め、県と市町村の連携のもと、県内におけるワクチン接種を円滑に推進する。

また、令和4年5月25日から第2期追加接種が開始されたこと、令和4年9月20日から令和4年秋開始接種が開始されたこと、令和4年10月24日から乳幼児接種が開始されたこと、令和5年5月8日から令和5年春開始接種が開始されたこと、令和5年9月20日から令和5年秋開始接種が開始されたこと等から、当該基本方針に追記し、接種機会を提供する。

2 ワクチン接種の目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的に実施する。

3 方針の期間

新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日までとされていることから、当該基本方針の施行期間についても同日までとする。

4 ワクチン接種対象者及び接種方法

(1) 接種対象者^{注1}

生後6月以上の全県民 約147万8千人

生後6月から4歳までの全県民 約6万7千人^{注2}

5歳から11歳までの全県民 約11万8千人

12歳以上の全県民 約129万3千人

うち高齢者 約34万4千人

(注1) 接種対象者は、令和5年1月1日時点の住民基本台帳の人数

(注2) 生後6月から4歳までの人口は、0歳から4歳の人口に9/10を乗じ、小数点以下を切り上げた人数

(2) 接種方法

ア 市町村

医療機関又はそれ以外の接種会場を確保し接種を行うほか、医療機関による高齢者施設等への巡回接種を行う。

イ 県

市町村と連携し、接種を促進するとともに、市町村による接種を補完するため、必要な際に広域ワクチン接種センター等を設置し接種を行う。

5 基本的な考え方

(1) 初回接種

令和3年12月以降、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行う。

接種を希望する5歳から11歳以下の者（以下「小児」という。）は、令和4年3月以降、生後6月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）は、令和4年10月24日以降、順次接種を行う。

(2) 追加接種

令和3年12月以降、初回接種を終了した全ての者に対して第1期追加接種（3回目接種）の機会を提供するとともに、令和4年5月25日以降、重症化予防を目的に第2期追加接種（4回目接種）を、令和4年9月20日以降、令和4年秋開始接種を進めてきたところであるが、第1期追加接種（3回目接種）及び第2期追加接種（4回目接種）は令和5年3月31日で、12歳以上の令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了したところである。また、令和5年5月8日から令和5年9月19日まで令和5年春開始接種が、令和5年9月20日から令和6年3月31日まで令和5年秋開始接種が実施されることから、今後の追加接種については、以下のとおり順次接種を行う。

ア 令和5年秋開始接種

令和5年9月20日以降、初回接種が終了した生後6月以上の者を対象に順次令和5年秋開始接種を行う。

ワクチンの種類は、ファイザー社製及びモデルナ社製オミクロン株（XB.1.5）対応1価ワクチン並びに武田社製ワクチン（ノババックス）を使用し、最後に受けた接種から3か月以上（武田社製ワクチン（ノババック

ス) は6か月以上) の接種間隔をおいて、1回の接種を行う。

また、今後国から新たな方針等が示された場合は、当該方針に従い実施するものとする。

6 都道府県及び市町村の主な役割

(1) 都道府県の役割

- ア 地域の卸業者等との調整
- イ 市町村事務に係る調整
- ウ 医療従事者等への接種体制の確保
- エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築（市町村への協力）
- オ 小児への接種体制構築（市町村取組みへの支援）
- カ 専門的相談体制の確保
- キ 市町村等へのワクチン等の割り当て
- ク 各種新型コロナワクチンの接種機会の確保

(2) 市町村の役割

- ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払
- イ 医療機関以外の接種会場の確保等
- ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付
- エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築
- オ 健康被害救済の周知、申請受付、給付
- カ 接種実施医療機関等へのワクチン等の割り当て

7 県の取組

(1) 市町村支援

- ア 国と市町村間のリエゾン的役割（ワクチン確保、補助金等）
- イ 市町村の進捗状況の管理及び助言等
- ウ 接種会場及び医療従事者確保の支援
- エ 広域的な調整
- オ 専門的相談センターの設置運営

(2) 広域ワクチン接種センター等の設置運営

- ア 沖縄県モデルナワクチン接種センターの設置運営
沖縄県立武道館（錬成道場）
令和3年12月3日（金）から令和4年2月6日まで
 - イ 沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営
 - a 沖縄県北部合同庁舎
令和4年2月5日（土）から令和4年7月30日まで
 - b 結婚式場N B C 沖縄
令和4年2月6日（日）から令和5年2月4日まで
 - c 那覇クルーズターミナル
令和4年2月5日（土）から令和5年2月26日まで
- ※上記 a～cの他、更なる接種促進のため、大規模商業施設へ臨時接種

センターを設置するなど接種を行う（令和5年3月25日で一旦終了）。

（3）情報等の発信

ワクチン接種の効果や副反応等に関する正確な情報を発信するなど、接種勧奨の対象者に対し、接種に前向きとなるような取組みを行う。

8 工程

ワクチン接種の工程表（別表1参照）

9 追加接種の加速化

令和4年3月末までを「沖縄県ワクチン追加接種推進期間」とし、県及び市町村は連携して、3回目接種を加速化する。

高齢者は、人口の約9割が初回接種を終了しており、本期間にでは、その8割にあたる約23万人、全高齢者人口の70%を追加接種の目標として取り組む。

また、令和4年8月末までを「沖縄県ワクチン3・4回目接種推進期間」とし、県及び市町村は連携して、3回目及び4回目接種を加速化する。

4回目接種については、予防接種法上の努力義務が課されている60歳以上の方に対し、重症化予防を目的に、本期間にでは、8月末までの接種対象者の80%以上（約24万人）を4回目接種の目標として取り組む。

また、中間目標として、7月末の接種対象者の60%以上（約12万人）への接種に取り組む。

加えて、高齢者施設等の入所者等に対しては、クラスターの発生が依然として続いているなど、予断を許さない状況が継続していること、これまでのワクチン接種等により獲得された免疫は徐々に減衰していくこと等を踏まえ、4回目接種が可能となる3回目接種から5か月経過後の可能な限り早期に、4回目接種を実施する。

また、3回目接種については、2回目接種を終了した60歳以上の方の接種率が約9割であるのに対し、60歳未満の接種率は約5割であることから、本期間にでは、60歳未満の接種対象者の60%以上（約39万人）を3回目接種の目標として取り組む。

更に、過去2年間、年末年始に流行の波が到来していることを踏まえ、県民の重症化等を予防し、医療ひつ迫を防ぐため、令和4年12月末までを「令和4年秋開始接種等推進期間」とし、県及び市町村は連携して、オミクロン株対応ワクチン等接種を加速化する。

特に、重症化リスクが高い60歳以上の方については、可能な限り早期にオミクロン株対応ワクチン等を接種する必要があることから、本期間にでは、12月末までの令和4年秋開始接種対象者の70%以上（約27万人）への接種に取り組む。

加えて、重症化リスクが高い者、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者等並びに社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への早期の接種推進、ワクチン接種が進んでいない（乳幼児・小児を含む）若者世代への接種推進についても併せて取り組む。

別表 1

ワクチン接種の工程表